

② アウトリーチ

ひきこもり状態の若者に対しては、相手（家族や関係者）の要望に応じ、自宅に向向いて対応しています。当初は対象者を39歳までの若者のみを想定していましたが、中高年者からの依頼が増加傾向にあり、支援できずに高齢化する現状を感じました。今回18人の支援対象者に対して、延べ39回のアウトリーチを実施しました。

③ 居場所提供

居場所として定着した東予事務所（西条市）には、ほぼ毎日、利用者が数名訪れ、居場所と相談支援の場として利用が促進されました。他の施設は、まだ居場所としては定着していないものの、利用者は増加傾向にあります。利用者の延べ人数は216人となりました。

④ 生活訓練（通所・宿泊型）

今回、新たな宿泊型自立支援の施設を整備しましたが、宿泊型での利用者はありませんでした。通所型で自立支援を利用した若者は延べ36人となりました。

⑤ 社会見学・体験提供

社会見学・体験および、模擬的就労の提供は、延べ78人に対して実施しました。利用者やその関係者に説明するため、中間的就労、職場体験、疑似就労の定義をまとめた資料を作成し、活用しました。その内容は資料9のとおりです。

資料9

模擬的就労について

以下に就労支援のために実施する模擬的就労に関する定義を行う。

1. 就労体験

被支援者を、被支援者に職場の状況や仕事内容、職業生活の状況などを一時的に体験させるため実施する模擬的就労。

就労体験の受け入れ先は、企業やNPO、福祉施設など様々な団体や個人商店であり、被支援者の希望や能力、個人的状況などによって選定する。

被支援者の受入先には、被支援者の状況をよく理解してもらい、被支援者の状況改善を阻害しないよう対応してもらうことが必要となる。

被支援者への給与は発生しない。

2. 中間的就労

被支援者を福祉的就労と通常就労の間である位置づけで実施する訓練的就労。

生活困窮者自立支援事業では、就労訓練事業と呼ばれ、すぐに一般企業等で働くことが難しい被支援者を対象に、訓練として、就労体験や、支援付きの雇用を提供する事業。

利用者の能力や適性、状況に応じて作成した個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期で実施する。

被支援者は、事業者と雇用契約を締結し、専任の担当者の支援を受けながら就労するため、給与が発生する。

また、内職的出来高制で報酬が支払われる方法もある。